

神奈川歯科大学学生会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は神奈川歯科大学学生会（以下「学生会」）と称し、神奈川歯科大学（以下「本学」）学内に本部を置く。

(目的)

第2条 学生会は建学の精神に則り、学生相互の交流・親睦と福祉並びに大学生活の質の向上を図り、あわせて神奈川歯科大学の発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 学生会は神奈川歯科大学歯学部在籍する学生全員を以て構成され、学生は入学と同時に本会の会員（以下会員）となる。

(資格の喪失)

第4条 会員は卒業または退学等により除籍された場合にのみ、その資格を失う。

(事業)

第5条 学生会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 新入生歓迎会及びクラブ紹介会
- 2 稲岡祭の開催及び運営
- 3 各クラブの統括
- 4 学生生活の向上に寄与するための財的支援
- 5 その他第2条目的達成のために必要と認められる事業

(権利及び義務)

第6条 学生会の会員はこの会則に定める一切の権利を有しまたこの会則を遂行する義務を負う。またこの権利については第7章で定めるものとする。

第2章 組織

(組織)

第7条 学生会に第1章第2条の目的の達成及び第5条の事業の遂行の為、以下の機関を置く。

- 1 学生総会
- 2 執行委員会
- 3 クラブ運営委員会
- 4 その他学生会会長（以下会長）が必要と認めた特別委員会

第3章 総会

(地位と構成)

第8条 学生会総会（以下「総会」）は学生会の最高議決機関であり、第1章第3条に定める全会員を以て構成される。

(定例総会の実施)

第9条 総会は年1回実施しなければならない。但し会長の判断により学年ごとの開催や通信手段を用いた開催、書面での開催、その他適切と認められるものに代替することができる。代替する際は事前に代替する理由及び開催の方法を開催7日前迄に告示しなければならない。

(総会の招集)

第10条 総会は会長がこれを招集する。会長は総会の開催、日時、場所及び議題を開催の7日前迄に公表しなければならない。但し緊急の場合はこの限りではない。

(議決事項)

第11条 総会は次の事項を審議し承認する。

- 1 学生会執行委員の選任
- 2 学生会の予算及び決算
- 3 学生会年度計画書
- 4 執行委員会での議決された事項
- 5 第2章第7条3項から6項に定める委員会の活動計画書
- 6 その他議論が必要と認められる事項

(総会の成立)

第12条 総会は全会員の3分の1以上の出席を以て成立する。

(総会の出席)

第13条 会員は総会に出席し審議及び採決に参加する議決権をもつ。議決権は議長に委任することができる。その場合委任状を総会開催日前日迄に提出する必要がある。議決権を委任した者は総会に出席したものと扱う。

(総会の役員)

第14条 総会の議長及び副議長各1名は議決権を持つ総会参加者が互選する。又書記2名は議長の指名によって決定する。議長及び副議長は当年及び前年の学生会役員以外の会員から選出しなければならない。総会の役員は総会の閉会を以て解任される。

(議事運営)

第15条 総会の議事運営は議長の職権に属す。

(議決)

第16条 総会の議決は出席者総数の過半数の賛成を必要とする。但し可否同数の時は議長がこれを決定する。又第13条に基づき議長は被委任者として委任したものの議決権を有する。また執行委員に対する不信任決議が動議された場合出席者総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

(臨時総会)

第17条 臨時総会は次の場合第10条に基づき会長が招集しなければならない。

- 1 執行委員会で必要と認められた場合
- 2 全会員の10分の1以上の要求があった場合

第4章 執行委員会

(地位と構成)

第18条 執行委員会は第2章第7条に定められる学生会会務の執行機関であり、学生会役員によって構成される。又執行委員会は総会に次ぐ議決機関である。

(執行委員)

第19条 執行委員会に以下の役職をおく。

- 1 執行委員長 (1名)
- 2 執行副委員長 (1名)
- 3 会計 (1名)
- 4 書記 (2名)
- 5 庶務 (数名)

(委員長の役職)

第20条 執行委員長は会長を兼任する。また執行副委員長は学生会副会長(以下「副会長」)を兼任する。

(執行委員の任務)

第21条 執行委員の任務は次の通りとする。

- 1 執行委員長は執行委員会の最高責任者であり、執行委員会の招集・議事運営を行う。また学生会会務の遂行に必要なすべての任を担う。
- 2 執行副委員長は執行委員長を補佐し執行委員長に支障があるときはこれを代行する。又大学当局や関係各所との情報共有を行う。
- 3 会計は学生会の財務に関するすべての責任を負う。また会計監査に対し会計報告を行う。
- 4 書記は執行委員会の議事を記録する。また学生に公示する文書の執筆を行う。
- 5 執行委員庶務は執行委員会に参加し学生会会務に必要な庶務を行う。

(執行委員の選出)

第22条 執行委員の選出は以下の通りとする。

- 1 執行委員長の選出は前年度執行委員会の推薦によるものとし、総会がこれを選出及び任命する。尚推薦できる人数に上限は定めない。
- 2 執行副委員長以下の委員は前年度執行委員会が指名し本条1項により任命された委員長がこれを任命する。
- 3 執行委員の人事はすべて総会で承認を得なければならない。

(執行委員の任期)

第23条 執行委員の任期は総会で承認された当日に始まり翌年の総会開催日までとする。なお執行委員に欠員が生じ運営が困難となった場合には執行委員長が代行者を選任することができる。代行者の任期は任命された日から当年執行委員の任期終了日迄とする。

(執行委員の再選)

第24条 執行委員は会員の資格を有する限り再選を妨げられない。

(執行委員の解任)

第25条 執行委員は会員の代表であることから次に示すような場合にその職を直ちに失う。但し次の事項に該当しない場合解任されることはない。

1 神奈川歯科大学学則(昭39年4月1日制定)(以下「学則」)第45条による懲戒の処分を受けた時。

2 総会において不信任決議を受けた時。

3 本人の辞任の意思表示を受け執行委員会でそれを承認された時。

4 第1章第4条により会員の資格を失った時。

(執行委員会の招集)

第26条 執行委員会は案件の如何を問わず執行委員長が適宜招集することができる。

(議決事項)

第27条 執行委員会は次の事項を審議し承認する。

1 学生会の予算及び決算に関すること

2 学生会の年度計画に関すること

3 学生会の企画・運営に関すること

4 執行委員会の記録作成に関すること

5 本会則改正の発議に関すること

6 総会または各委員会から委任された事項

7 総会に提出する議案に関する事項

8 各委員会が承認し執行委員会が審議の必要があると認めた事項

9 会員から諮問された事項

10 その他執行委員が委員会の審議が必要と判断した事項

第5章 クラブ運営委員会

(地位と構成)

第28条 クラブ運営委員会は第2章第7条に定められる各クラブが円滑に活動するために必要な学生会の会務を行う機関である。クラブ運営委員会は学生会役員で構成される。

(クラブ運営委員)

第29条 クラブ運営委員会に以下の役職をおく

1 クラブ運営委員長(1名)

2 クラブ運営副委員長 (1名)

3 庶務 (数名)

(クラブ運営委員の選出)

第30条 クラブ運営委員は学生会役員の中から執行委員会が指名、任命をする。又その人事については総会での承認を必要とする。

(クラブ運営委員の任期)

第31条 クラブ運営委員の任期は執行委員会で任命を受けた日から始まり翌年の総会開催日までとする。又クラブ運営委員が第29条に定める任務が遂行できない場合は直ちに学生会役員の中から執行委員会が代行者を指名しなければならない。この場合代行者の任期は当年クラブ運営委員と同じ任期終了日迄とする。

(クラブ運営委員会及びキャプテン会議の招集)

第32条 クラブ運営委員会は案件の如何に問わずクラブ運営委員長が招集することができる。又、クラブ運営委員長は必要に応じて各クラブの主将を招集しキャプテン会議を開催することができる。

(議決事項)

第33条 クラブ運営委員会は次の事項を審議し承認する。

- 1 各クラブに対する補助金支給について
- 2 各クラブから諮問された事項
- 3 執行委員会から委任されたクラブ運営に関する事項
- 4 各クラブから提出された決算書の審査及び承認
- 5 その他クラブ運営委員会が必要と判断した事項

(クラブ運営委員の任務)

第34条 クラブ運営委員は各クラブが円滑に活動するために必要と認められる庶務を行う。またクラブ運営委員は議事内容及び庶務の内容を適宜執行委員会に報告しなければならない。

第6章 役員

(役員)

第35条 学生会に次の役員をおく。

- 1 会長 (1名)
- 2 副会長 (1名)
- 3 会計監査役員 (1名)
- 4 執行委員 (定員は第4章第19条に定める)
- 5 クラブ運営委員 (定員は第5章第29条に定める)

(役員の仕事及び選出)

第36条 役員は以下の通りとする。

1 会長は第4章第20条に定める通り執行委員長を兼任する。又その選任も第4章第22条第1項に定める通りとする。

2 副会長は第4章第20条に定める通り執行副委員長を兼任する。又その選任も第4章第22条第2項に定める通りとする。

3 会計監査役員は執行委員会会計が提示した決算書及び予算書の会計監査を行う。会計監査役員は執行委員会会計を兼任することはできない。またその会計業務に携わることのない第三者とする。その選任は会長の指名に基づいて執行委員会が承認する。

4 執行委員の任務は第4章第21条に定める。又その選出は第4章第22条に定める通りとする。

5 クラブ運営委員の任務は第5章第34条に定める。又その選出は第5章第30条に定める通りとする。

(役員任期)

第37条 会長・副会長・執行委員の任期は第4章第23条に定める。クラブ運営委員の任期は第5章第31条に定める通りとする。

(役員解任)

第38条 役員は全学生の代表であることから以下の場合に該当する場合直ちにその職を失う。但し次の事項に該当しない場合解任されることはない。

- 1 学則第45条による懲戒の処分を受けた時
- 2 総会において不信任決議を受けた時
- 3 本人の辞任の意思表示を受け執行委員会でそれを承認された時
- 4 第1章第4条により会員の資格を失った時
- 5 第4章第25条に基づき執行委員を解任された時

(役員権利)

第39条 役員は本会則に則り学生会会務の遂行に必要な一切の権利を有する。

第7章 会員の権利

(会員の請願権)

第40条 会員は役員及び各委員会に対し第1章第2条の目的を達成するために必要な事項の提案をすることができる。

(会員の知る権利)

第41条 会員は執行委員会に対し学生会会務に関する情報の開示請求をすることができる。その際執行委員会は個人情報の保護等に配慮したうえで請求された文書の全部または一部を開示しなければならない。

(会員の役員立候補権)

第42条 会員は毎年4月に役員へ立候補をする権利を有する。その選任にあたっては第6章第36条に基づき選出する。

(会員の義務)

第43条 会員は法令、学則及び本会則を遵守する義務を負う。

第8章 会計

(経費)

第44条 学生会の経費は学生会費とその他収入をもってあてる。

(学生会費)

第45条 学生会費とは学生会会費と学生会入会金の総称である。その金額は次に定める。

- 1 学生会会費は20,000円とする
- 2 学生会入会金は30,000円とする

(学生会費の納入)

第46条 学生会費は学納金と合わせて総務部財務課に納入しなければならない。但し学生会入会金は入学年度のみとする。

(会計年度)

第47条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(予算)

第48条 予算は毎年度執行委員会が予算案を作成し、総会の承認を得なければならない。

(決算)

第49条 決算は会計年度末より30日以内に終了し会計監査役員に報告する必要がある。又決算報告は総会の承認を得なければならない。

(会計監査)

第50条 会計監査役員は学生会会計を監査し、その監査証明書を添付して執行委員会及び総会に報告しなければならない。

(特別条項)

第51条 会計に関する業務を正確に行う為、会長の指名により前年度執行委員会会計を決算書の作成に携わせることができる。

第9章 雑則

(改正)

第52条 この学生会会則を変更・改正する場合は執行委員会で過半数の賛成を得ることで総会に発議することができる。変更には総会で出席者総数の3分の2以上、改正の場合は出席者総数の過半数の賛成を得なければならない。

(規約の発布)

第53条 会員は学生会会務の円滑な遂行のために本会則とは別に規約を発議することができる。その際執行委員会の3分の2以上の賛成を必要とする。総会で出席者総数の過半数の賛成を得ることにより学生会会長がこれを発布することができる。

(情報の共有)

第54条 役員が行う会務の内容は事前事後を問わず執行委員会への報告義務がある。

(顧問の設置)

第55条 学生会に1名の顧問を置く。

(顧問の任命)

第56条 顧問は本学教員の中から、本学法人の推薦により執行委員会が任命する。

(顧問の任務)

第57条 顧問は、会務の円滑な進行と本学法人との緊密な連携を図るために必要な事項を担う。

(顧問の任期)

第58条 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

(顧問の失職)

第59条 顧問は本学教員の地位を退いた時は当然に顧問の地位を失う。

(役員名簿)

第60条 学生会は、役員及び顧問(以下「役員等」)を記載し会長印を押印した役員名簿を作成し、保管する。

(辞令書)

第61条 役員等を任命する時は辞令書を交付する。すべての辞令書は会長が認証し、会長印を押印する。辞令書は役員等の身分を証明する。

附則

(旧会則の廃止)

第1条 神奈川歯科大学学生会会則(昭39年6月24日制定)(以下「旧会則」)は本会則の施行を以てその効力を失う。

(施行)

第2条 本会則は旧会則を全面改正したものであるから旧会則第6章第33条により令和2年11月13日より施行される。

(制定と発布)

第3条 本会則は令和2年度総会の旧会則第6章第33条による承認に基づき令和2年11月13日に制定及び発布する。

(改正)

第4条 本会則は第52条により令和4年10月24日に一部改正・実施する。